

別表1（第3条関係）

対象経費	内容	
<p>（1）特産物開発商品の製造 または梱包に要する機材費</p>	<p>機材費・備品</p>	<p>商品を継続的に製造するために必要な機械装置、備品、器具工具等を購入するために支払われる経費</p> <p>【注意】 汎用性の高いパソコン、プリンター及びインク類は対象としない。 修理及び買い替えは対象外とする。</p>
<p>（2）品質検査の経費及び栄養成分の分析等に要する経費</p>	<p>検査費・分析費用</p>	<p>品質保証表示等を得るために検査機関に委託する際に支払われる経費</p>
<p>（3）商品のパッケージ、ラベル等の製作に要するデザイン料</p>	<p>デザイン料</p>	<p>商品やパッケージ、ラベル等のデザイン制作を、団体外部に委託する際に支払われる経費</p>
<p>（4）特産物開発にかかる講師謝金</p>	<p>講師謝金</p>	<p>専門的知識を有する専門家に依頼し、指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費</p>
<p>（5）その他、特産物開発及び商品化に要する経費で町長が特に必要と認めるもの</p>	<p>（事前協議が必要）</p>	<p>開発及び商品化のみに使用するもので、汎用性が低く、代替品がないもの</p> <p>【注意】 団体旅費や食糧費等は認めない</p>